

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年2月19日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年2月19日(木)
午前10時から午前10時20分まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
議案第1号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の調製について
議案第2号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について
議案第3号 在外選挙人名簿の登録について
議案第4号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 佐藤 文昭 書記 山口 正弘
書記 草山 尚拓
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前10時

○本多委員長 本日は、寒い中また早朝より御出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

まず最初に、東海村白バラ会の岡田前会長の訃報に接し、心からお悔やみ申し上げます。岡田氏には、明るい選挙の推進に御尽力を賜り、感謝の念に堪えません。

ところで、明日から水戸の梅まつりが始まるなど、ところどころで春らしい言葉を耳にするようになりましたが、まだまだ厳しい寒さが続いておりますので、委員そして書記の皆様におかれましては、健康に十分留意していただきたいと思っております。

ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、東海村農業委員会委員選挙人名簿に係るもの2件及び在外選挙人名簿に係るもの2件のあわせて4件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第1号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第1号は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条第1項の規定により、平成27年1月1日現在の東海村農業委員会委員選挙人名簿の登録者を別冊のとおり調製するものです。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第3条により、選挙権を有する者で、平成27年1月10日までに名簿登録のための申請のあった者について、農業委員会が審査し、申請内容に不備がないと認められた者を名簿に登録しています。なお、今回の登録予定者は1,099人となります。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第1号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第2号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第2号は、農業委員会等に関する法律第11条において読み替えて準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、平成27年1月1日現在により調製した東海村農業委員会委員選挙人名簿について、平成27年2月23日(月)から平成27年3月9日(月)までの15日間、午前8時30分から午後5時まで、東海村役場総務部総務課において縦覧に供するものです。

法律において縦覧期間は、2月23日から15日間と定められておりますので、期間の終期は通常は3月9日まで、ただし、閏年にあたる場合は3月8日までとなります。

○本多委員長 ただ今、「議案第2号 東海村農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第3号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第3号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者1名（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第3号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第4号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記 議案第4号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者2名（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第4号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、何かありますか。

○山口書記 お手元に次回の選挙管理委員会の開催通知について、お配りさせていただいております。3月は定時登録の月となりますので、3月2日(月)午後1時30分から、東海村役場会議室403で開催します。

なお、定時登録時の選挙管理委員会は、午前中に開催することが多いのですが、当日は東海村議会3月定例会の開会等と重なっておりますので、午後の開催とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時20分